

令和 8 年度 第 4 回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和8年度第4回農業委員会総会日程表

日 時 令和8年7月6日（月） 午後1時30分～

場 所 J A うま総合経済センター 2階会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 押条和司朗

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第8 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
- 日程第9 議案第7号 非農地判断について
- 日程第10 諮問第1号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について

出席委員（18名）

- | | | | |
|---------|----------|--------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 前田和美 | 3 高橋忠明 | 4 石川光男 |
| 5 押条和司朗 | 6 喜井仁志 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 |
| 9 星川俊夫 | 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋正敏 |
| 13 曾我部清 | 14 川上國次 | 15 合田仁 | 16 村上佳清 |
| 18 鈴木敏也 | 19 石川武将 | | |

出席農地利用最適化推進委員（25名）

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 山下宏二 | 4 森川雅之 |
| 5 村上徳久 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 |

9 竹 本 正 行	10 大 西 久 史	11 石 川 秀 樹	12 三 宅 秀 明
13 紀 井 正 明	14 受 川 清 男	15 三 好 昇	16 藤 原 雅 秀
17 鈴木健太郎	18 伊 藤 浩 一	19 高 橋 藤 信	20 越 智 英 樹
21 近 藤 久 美	22 近 藤 章 仁	23 河 村 啓 之	24 竹 内 正 篤
25 山 内 浩 史			

欠席委員（1名）

17 寺 尾 悟 志

出席した職員

事務局長	岩 崎 浩 樹	次 長	三 宅 栄 一	次 長	石川みちる
主 任	大 西 洸 喜				

第4回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和8年7月6日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

17番 寺尾 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

10番 河村 委員、11番 坂上 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。大西 主任

大 西 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和8年5月23日解約。

番号2の案件については、令和8年5月14日解約。

番号3の案件については、令和8年6月14日解約。

以上、3件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で報告は終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、贈与による所有権移転です。受人は本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、6月17日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜と果樹の栽培を予定しています。

番号2の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は水稻と里芋の栽培を予定しています。

番号4の案件については、贈与による所有権移転です。周辺農地を所有しており耕作便利のため申請されたもので、許可後は水稻の作付や柑橘の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、6月17日にヒアリングおよび現地確認を行いました。受人は、これまでに家庭菜園で野菜を栽培した経験があり、現在、小型耕運機や噴霧器などを所有していますので、耕作は十分可能であると思われます。許可後は夫婦で野菜や果樹の栽培を計画しています。通作については、自家用車で10分程度と支障はなく、今後地域の取り決めごとを遵守しながら農業に従事していくことを確認しましたので問題ないと思います。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、説明いたします。

2a 未満の農地を、その者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設等に限る場合、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。

番号1の案件については、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」番号1の渡人に関連する案件で、自己所有農地を管理するための農機具等を保管する農業用倉庫の設置に関する届出です。今回、所有権を移転するにあたり届け出るもので、平成10年頃から設置し利用していたことから、始末書も提出されています。

以上で説明を終わります。

議 長 議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受

理」について、原案のとおり受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり受理することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請者は、自身が経営する個人事務所の隣接地に農地を所有しておりますが、農機具を保管している事務所からの進入に苦慮するため進入路を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。なお、申請地は、令和7年8月に駐車場として転用許可を受けた土地の隣接地で、駐車場の建設工事と同時に造成され、既に進入路として利用されていることから始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議 長 議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は5件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでいる法人ですが、住環境の良い当該地域で住宅用地の需要が高いことから、申請地を譲り受けて分譲宅地造成するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。

番号2の案件について、受人は紙加工品の製造販売や印刷業を営む法人で、現在、既存施設の近隣に従業員駐車場を借り受けておりますが、賃貸期間の満了が近づき返却予定であることに加え、事業拡大に伴う従業員の増加により、借り受けている駐車場より広い敷地が必要であるため、既存施設北側に隣接する申請地を譲り受けて駐車場を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。

番号3の案件について、受人は、現在、賃貸共同住宅に居住している娘夫婦

の家族構成が変化して手狭になってきたことと、将来のことを見据え、受人の自宅近くの申請地を譲り受けて宅地造成するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、造成後は、娘夫婦が自己住宅を建築します。

番号4の案件について、受人の居住地が、国の公共事業にかかる用地となり、立ち退きを余儀なくされたため、早急に居住先の確保が必要となったことから、申請地を譲り受けて一般個人住宅を建築するもので、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は電気工事業等を営む法人ですが、現在経営している敷地が手狭で、車両置場にも苦慮しており、円滑な事業運営や資材の安全管理ができないため、既存施設に隣接する申請地を譲り受けて駐車場及び資材置場を建設するもので、申請地は既存施設の隣接地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、令和3年5月頃から車両や資材置場として利用を開始した経緯があり、申請地の一部についてすでに造成されているため、始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議 長 議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4 番

委 員 異議ありません。

議 長 5 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 4 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第 7、議案第 5 号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、議案第 5 号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。

証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行います。

番号 1 の案件について、6 月 17 日に現地調査を行いました。

番号 2 の案件について、6 月 17 日に現地調査を行いました。

番号3の案件について、6月11日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 議案の説明が終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 6月17日に、現地確認を行いました。対象の農地では、いずれも水稻の栽培を行っており、草刈りや防除など、しっかりと管理されていることを確認しました。また、同日に、下柏町、川之江町についても現地確認が実施され、各担当委員から適正に農業経営を継続しているとの報告を受けておりますので耕作状況については問題なく、納税猶予を受ける適格性について問題はありません。

議 長 続きまして2番

委 員 6月17日に、現地確認を行いました。申請者は、これまで継続して農業に従事しており、対象の11筆では、水稻や野菜などの栽培を行い、適正な管理のもと耕作されていることを確認できましたので、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

議 長 続きまして3番

委 員 6月11日に、現地確認を行いました。申請者は、これまで継続して農業に従事しており、対象の農地では、野菜や柑橘を栽培しており、草刈りなどの管理もできていることが確認できましたので、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨

の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第6号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定8件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、10年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3の案件については、10年間の使用貸借です。

番号4の案件については、10年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、10年間の使用貸借です。

番号8の案件については、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議 長 議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

番号1から番号8について、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、
「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第6号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ
進達いたします。

議 長 日程第9、議案第7号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石 川 それでは、議案第7号、「非農地判断」について、説明いたします。
番号1の案件について、申出者から現況が山林化しているとの申出があり、
地元農業委員と推進委員とともに現地確認を行いました。
今回、申出地について「非農地」と判断することに承認をいただけたら、
所有者に「非農地通知」を発行し、今後、農地法の規制については対象外と
なります。
以上で説明を終わります。

議 長 議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 6月23日に現地確認をおこないました。申出地は既に山林化しており、進入
路もなく、農地に復元することは著しく困難であるため、「非農地」と判断す
ることに問題はありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 7 号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 7 号は、承認することに決しました。

議 長 日程第 10、諮問第 1 号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を、農業振興課からお願いします。

高 津 市農業振興課の高津と申します。

それでは、A 4 横版の資料「令和 8 年度 四国中央市農業経営基盤強化促進に関する基本構想」をご覧ください。

まず、項目 1 の趣旨についてですが、この基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市内における育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標と、その目標実現に向けた政策手法を定めているもので、おおむね 5 年ごとに見直しすることとされております。令和 3 年度に変更した基本構想が、見直し後 5 年目を迎えるにあたり、近年の農業情勢の変化や今年 1 月に変更しました県の基本方針との整合性を図るため、内容の見直しを行い、市の基本構想の素案を作成しました。主な内容につきましては、項目 2 から 4 までとなります。

まず、項目 2 の主な農業経営の目標とする内容についてですが、1 点目と 2 点目の、認定農業者の認定要件であります年間目標総労働時間 2,000 時間、年間目標農業所得 400 万円、3 点目の、認定新規就農者の認定要件であります年間農業所得 250 万円、4 点目の、目標営農類型指標、個別経営体 11 類型、組織経営体 1 類型の指標数、5 点目の目標年間新規就農者の確保 4 名に

つきましては、変更等ありません。6点目の、農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積シェア目標につきましては34%とし、現行の38%から変更を行っております。その理由といたしましては、本基本構想の目標年度を、5年後の令和12年度としているためです。令和8年3月に策定いたしました「市農業振興基本計画」で、10年後の令和17年度目標値を38%と定めていることから、本基本構想においては、その目標への足がかりとなる5年目の中間目標として34%と設定し、計画間での整合性を図るものでございます。

続きまして、項目3、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標についてですが、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとに定める効率的かつ安定的な農業経営の指標を基本としつつ、おおむね就農後5年を目途に当該水準に到達することを目標としております。

最後に、項目4、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項についてですが、認定農業者制度及び認定新規就農者制度を担い手育成の中核として位置付け、これらの認定を受けた方に対する各種支援制度の活用を図ります。また新規就農者の支援を効果的に実施するため、市農業振興課を中心として、関係機関で構成する四国中央市担い手育成総合支援協議会の機能を強化し、受入から定着までの支援を一元的に提供できる体制を整備することとしております。

資料についての説明は以上になります。

片 山 市農業振興課の片山でございます。

先ほど担当者が申し上げましたとおり、県の基本方針の変更に伴い、県下すべての市町が見直しを行うこととなっておりまして、まずは、今回の農業委員会様などで審議した修正案を愛媛県へ提出する予定にしております。今後、

県におきまして、内容が県の基本方針に合致しているかなどの意見聴取を関係機関へ行い、同意を得た後に、市町で基本構想を策定し、公告を行うといった流れになります。

以上、簡単ではございますが、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員の方で、意見があればお願いします。

委 員 内容についてではないのですが、令和3年度から5年目という風に説明を受けたのですが、令和5年度も変更していると思います。それはどのような経緯によるものですか。

高 津 「人・農地プラン」から「地域計画」に法律が改正されたことにより、愛媛県の基本方針が変更され、それに伴い、全ての市町が令和5年度中に変更を行っております。

委 員 わかりました。

議 長 ほかに、意見があればお願いします。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に
対する意見について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手
を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「異議なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 （事務報告）

議 長 これをもちまして、第4回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、誠にありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 一同「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 （14：07）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 柳 条 和 司 朗

委 員 河 村 久 仁 彦

委 員 坂 上 宏